

## 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護等体験の「代替措置」について

名古屋市立大学では「介護等体験施設に係る大臣決定」（令和2年8月11日 文部科学大臣決定）を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、令和2年度に限り、当年度の老人福祉施設及び特別支援学校における介護等体験実習を中止し、代替措置を実施することといたします。

### 【代替措置の種類】

- (1) 大学等において、令和2年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した場合
- (2) 令和2年度までに、医療関係職種等(※1)の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した場合
- (3) 令和2年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した場合
- (4) 在学する大学等において、令和2年度に(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた場合

※1 介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

本学は医療関係職種等のうち、社会福祉士の養成施設に指定されていることから、上記代替措置(2)に該当する「老人福祉論」または「介護概論」の履修により介護等体験実習を完了したものとみなします。したがって、いずれかの科目を必ず履修するようお願い致します。